

経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について(農林水産大臣宛て)

指摘の背景となった配分基準ポイントを過大に算出していた地区の事業に係る

国庫補助金相当額(1)(支出) 3億5897万円

指摘の背景となった配分基準ポイントの対象となった取組内容等について適切に点数が

付されているか確認できなかった地区の事業に係る

国庫補助金相当額(2)(支出) 1億6469万円

(1)及び(2)の純計(支出) 4億7423万円

1 経営体育成支援事業等の概要等

(1) 経営体育成支援事業等の概要

農林水産省は、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者等(以下「経営体」)が必要とする農業用機械・施設等(以下「農業機械等」)の導入等を支援する経営体育成支援事業を、また、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、経営体が必要とする農業機械等の導入等を支援する担い手確保・経営強化支援事業を、それぞれ実施している(両事業を合わせて「経営体育成支援事業等」)。

経営体育成支援事業実施要綱及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱によれば、経営体育成支援事業等は、市町村が事業主体となり、経営体が導入等する農業機械等を助成対象として助成するもので、同省は、市町村に補助金を交付する都道府県に対して国庫補助金を交付している。

(注1) 人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者 集落・地域が抱える人と農地の問題の解決のために作成された人・農地プランにおいて今後の地域の中心となる経営体として位置付けられている者

(2) 経営体育成支援事業等の算定額等の概要

同省は、実施要綱に基づき、都道府県に対して要望調査を行い、都道府県は、市町村の要望を取りまとめて同省に提出している。そして、全国の市町村からの経営体育成支援事業等の要望額を合計した額が予算の範囲内で補助額として配分を予定している額(以下「配分予定額」)を上回る場合には、同省は、経営体の農業経営の発展等に係る取組内容等を基に市町村が算出した配分基準ポイントの高い地区から順に、要望額に基づいて算定した額(以下「算定額」)を都道府県に配分することなどとしている。配分基準ポイントの対象となる経営体の取組内容等は、年度ごとに実施要綱の配分基準表において定められており、付加価値額の拡大、経営面積の拡大等の項目ごとに取組の水準(以下「取組水準」)に応じて付される点数が示されている。

そして、平成29、30両年度の経営体育成支援事業等については、同省は、配分基準ポイントの高い地区から順に、算定額を都道府県に配分している。

また、地方農政局等の文書において、市町村は、配分基準ポイントの対象となる取組内容等の実績等について今後のために客観的に確認できる資料(以下「客観資料」)により確認し、客観資料は整理して保存しておくものとされている。

2 本院の検査結果

(注2) 13府県の117市町村が29、30両年度に延べ304地区で実施した経営体育成支援事業等(助成対象事業費計42億4671万円、国庫補助金相当額計16億2935万円)を対象として検査した。

(注2) 13府県 大阪府、青森、茨城、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

(1) 配分基準ポイントを過大に算出していた事態

配分基準ポイントの算出について、農地台帳等の客観資料により確認したところ、配分基準ポイントが過大に算出されていたものが、34市町村の延べ56地区(当該地区に係る助成対象事業費計9億6051万円、国庫補助金相当額計3億5897万円)において延べ73項目見受けられた。

そして、延べ73項目の主な内訳は、「経営面積の拡大」が延べ17項目、「経営コスト縮減」が延べ17項目、「経営の効率化」が延べ7項目等となっていた。

また、これらを原因別に分類すると、(ア)取組水準を誤って理解していたものが延べ45項目、(イ)経営体の取組内容等の確認を十分に行っておらず、取組等の実績がないのに点数を付していたものが延べ24項目及び(ウ)配分基準ポイントの算出過程で計算を誤っていたものが延べ4項目となっていた。例えば、(ア)について「経営コスト縮減」の項目でコストが減っていないのに収入が増加していれば点数を付すことができると判断していたり、(イ)について「経営面積の拡大」の項目で農地中間管理機構からの賃借権等の設定等の状況を確認していないかったり、(ウ)について「付加価値額の拡大」の項目で経営体の付加価値額の算定を誤ったりなどしていたものとなっている。

そこで、これらの56地区について、実際の経営体等の取組内容等に基づき、適正な配分基準ポイントを算出し、順位を設定し直すなどして試算したところ、青森県等6県の18市町村に存する延べ20地区(当該地区に係る助成対象事業費計2億4108万円、国庫補助金相当額計8992万円)については、配分基準ポイントの順位が大きく下がり、配分予定額内となる順位より下位となる。このため、上記20地区の算定額は、本来、青森県等6県に配分されないものとなっていた。そして、仮に、青森県等6県に上記20地区の算定額が配分されなかった場合、その額は、本来経営の状況等がより優越している地区的存する他の都道府県に対して配分されるものとなっていた。

また、青森県等6県は、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていることから、上記の20地区については、18市町村から助成されない可能性が高いものとなっていた。
＜事例＞

青森県北津軽郡中泊町は、30年度にA地区において担い手確保・経営強化支援事業を実施し、農業機械等を導入した1経営体に助成金を交付している(助成対象事業費計1272万円、国庫補助金相当額計589万円)。

そして、同町は、同経営体について、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受け、かつ、経営面積を4ha以上拡大することにしているとして「経営面積の拡大」の項目の5点を付すなどして同地区的配分基準ポイントを13.5点と算出しており、その結果、配分基準ポイントの順位は全国で334位となっていた。

しかし、同経営体は、実際には、同機構から賃借権等の設定等を受けていなかった。そして、同町は、要望調査の際に、その確認を十分に行っていなかった。したがって、同経営体について、同機構から賃借権等の設定等を受けていなくても経営面積を4ha以上拡大することにしている場合に付すことができる3点を付すこととして同地区的配分基準ポイントを改めて算出すると11.5点となる。そして、これにより、同地区的配分基準ポイントの順位を設定し直すと585位となり、配分予定額内となる順位より下位となることから、同地区的算定額は同県に配分されないものとなっていた。また、同県は、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていることから、同地区は助成されない可能性が高いものとなっていた。

(2) 配分基準ポイントの対象となった取組内容等の実績等について客観資料により確認していくなかつたり、客観資料が保存されていなかつたりしていて、取組内容等について取組水準に応じて適切に点数が付されているか確認できない事態

19市町の延べ28地区(当該地区に係る助成対象事業費計4億3582万円、国庫補助金相当額計1億6469万円)において配分基準ポイントの対象となった延べ39項目については、実績等を客観資料により確認せずに経営体からの聞き取りにより市町村が点数を付していましたり、客観資料が保存されていなかつたりしていて、経営体における農業経営の発展等に係る取組内容等について取組水準に応じて適切に点数が付されているか確認できない状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう、市町村が配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成したり、算出を誤っていた事例を整理したりなどとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び市町村において経営体の取組内容等を客観資料により確認して、当該客観資料を一定期間保存することについて、都道府県を通じて市町村に対して周知するなどするよう改善の処置を要求する。